

[R6. 3. 25 5 消規第 251 号]

給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の運用基準

給油取扱所に電気自動車用急速充電設備（以下「急速充電設備」という。）を設置する場合における技術上の運用基準は、省令第25条の5第2項第5号によるほか、次によること。

第1 急速充電設備の定義について

急速充電設備とは、電気自動車に充電する設備をいう。

第2 可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所

次の1から3以外の場所は、省令第25条の5第2項第5号イ(1)の可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所として取り扱って差し支えないこと。（別添1参照）

- 1 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向6mまでで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の周囲60cmまでの範囲
- 2 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線（当該引出口が可動式のものにあつては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線とする。）から水平方向6mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の端面から水平方向60cmまでで、地盤面までの範囲
- 3 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲

第3 自動車等の衝突を防止するための措置

省令第25条の5第2項第5号ロの「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、急速充電設備への自動車等の衝突による感電事故及び出火事故を防止するための措置であり、樹脂製ポール、鉄製パイプ又は車止め等も含まれるものである。ただし、上記の衝突を防止するための措置は取り外し可能なものを除いて、点検を実施する際に急速充電設備の扉の開閉の妨げにならない位置に設置すること。*

第4 危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所

次の1から6以外の場所は、省令第25条の5第2項第5号ハただし書きの「危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱って差し支えないこと。（別添2参照）

- 1 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、周囲60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11mまでで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲

別記 27

- 2 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向60cm までで、地盤面までの範囲、かつ固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲
- 3 専用タンク等のマンホールの中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 14mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲
- 4 専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向16mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲
- 5 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲
- 6 屋内給油取扱所（一方又は二方のみ開放されたものに限る。）の敷地の範囲

第5 雨水等の浸入防止の措置*

省令第25条の5第2項第5号ニに規定する「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）（以下「対象火気省令」という。）第14条第7号の「雨水等の浸入防止の措置」として急速充電設備の筐体は、JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）」に示すIP33以上の保護等級を確保すること。

第6 安全対策

急速充電設備を設置する場合には、以下に掲げる安全対策を講ずること。

- 1 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。（条例）
- 2 急速充電設備の周囲は、常に整理し、清掃し、及びその周囲に油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。（条例）
- 3 定格電流の範囲内で使用すること。（条例）
- 4 必要な知識及び技能を有する者として消防局長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させ、並びにその結果を記録し、及び保存すること。（条例）

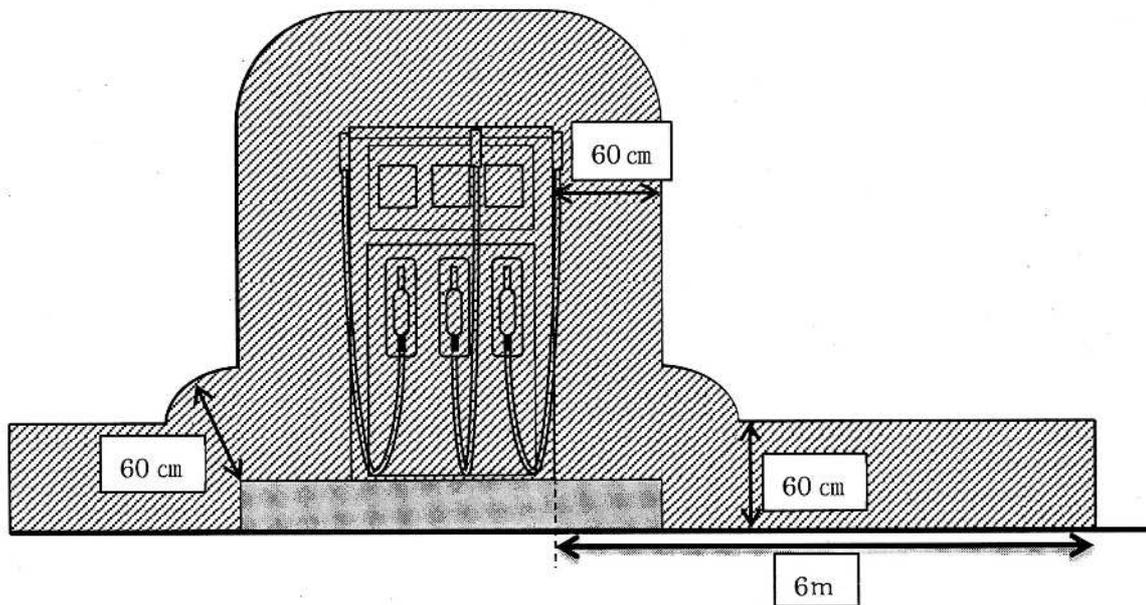
また、日常的な外観点検等のほか、消耗品の劣化や充電ケーブルの摩耗等による事故を防止するため、定期的な点検を行い、その記録については一定期間保存する必要があること。*

なお、急速充電設備は、電気事業法上の「自家用電気工作物」又は「一般用電気工作物」に区分され、自家用電気工作物に該当する場合には、法令による自主保安義務（電気事業法第42条）及び保安監督者の選任義務（電気事業法第43条）があること。*

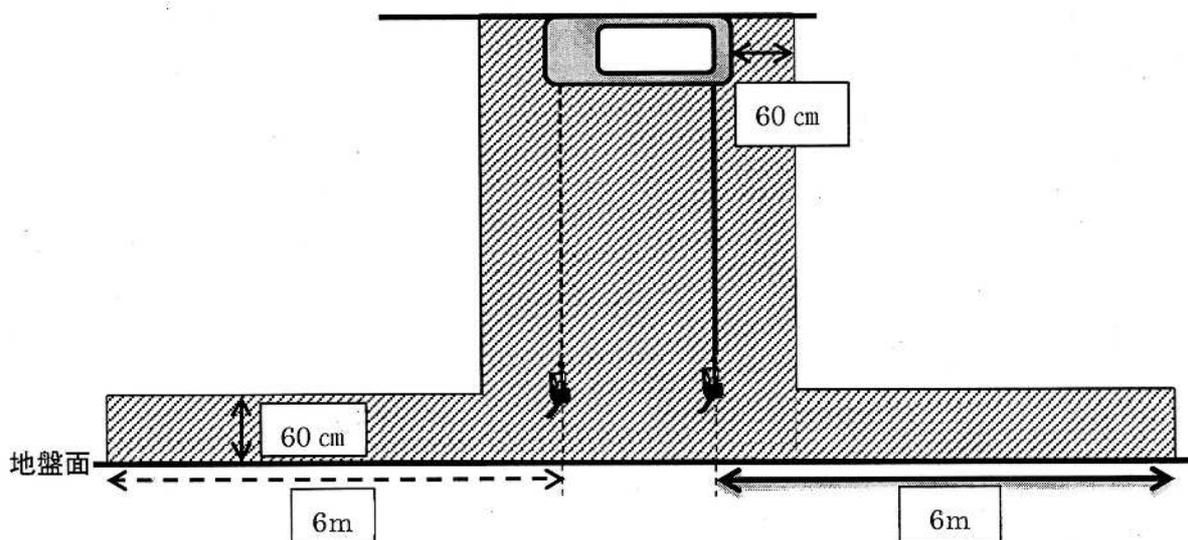
- 5 見やすい箇所に、急速充電設備であることを表示した標識を設けること。（条例）
- 6 従業員等が目視又は監視カメラの設置等により急速充電設備の使用状況を監視する体制を構築すること。

(別 添 1)

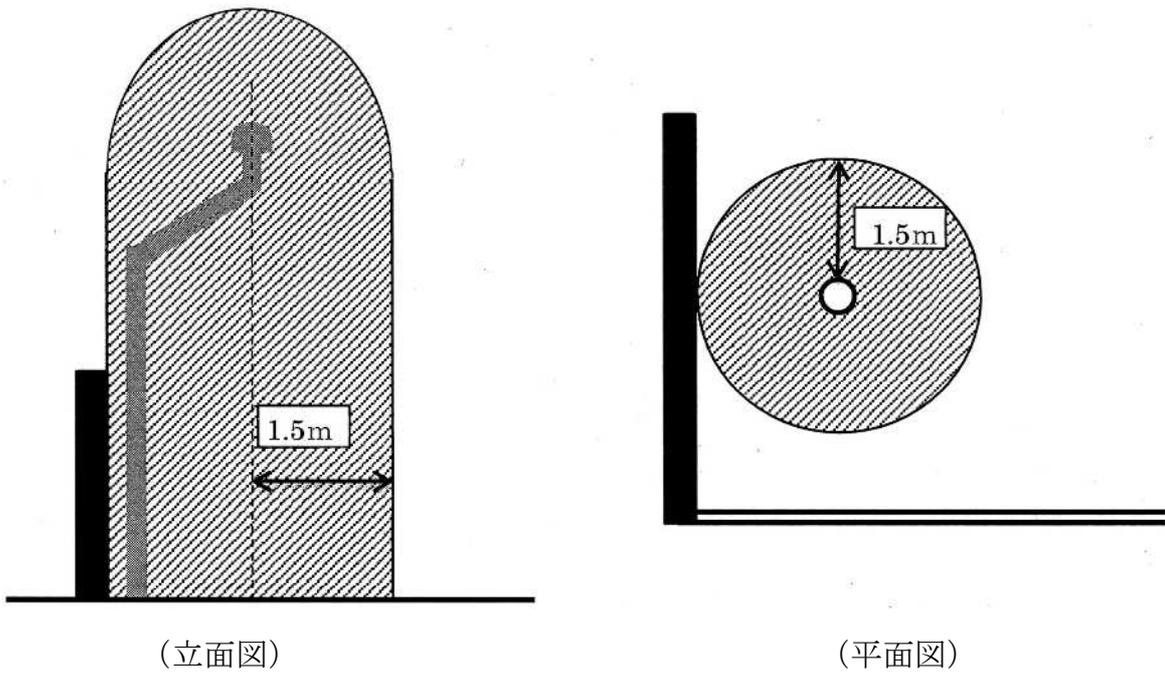
可燃性蒸気が滞留するおそれがない場所のイメージ図 (斜線部以外)



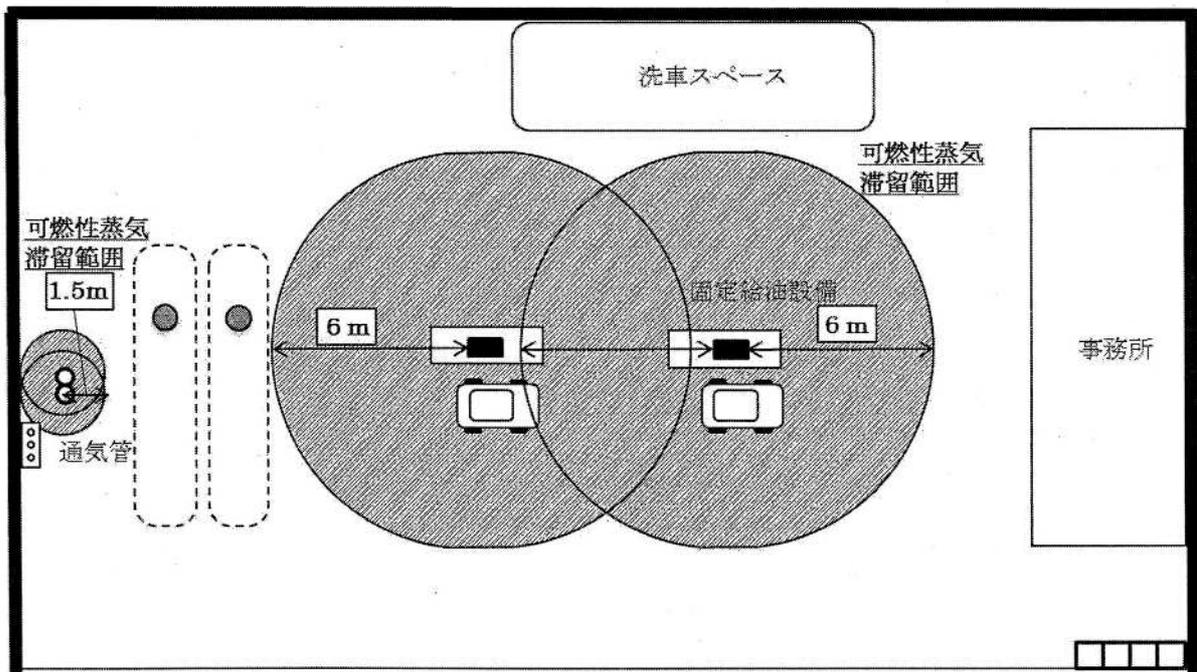
第 1 図 固定給油設備の周囲



第 2 図 懸垂式の固定給油設備の周囲



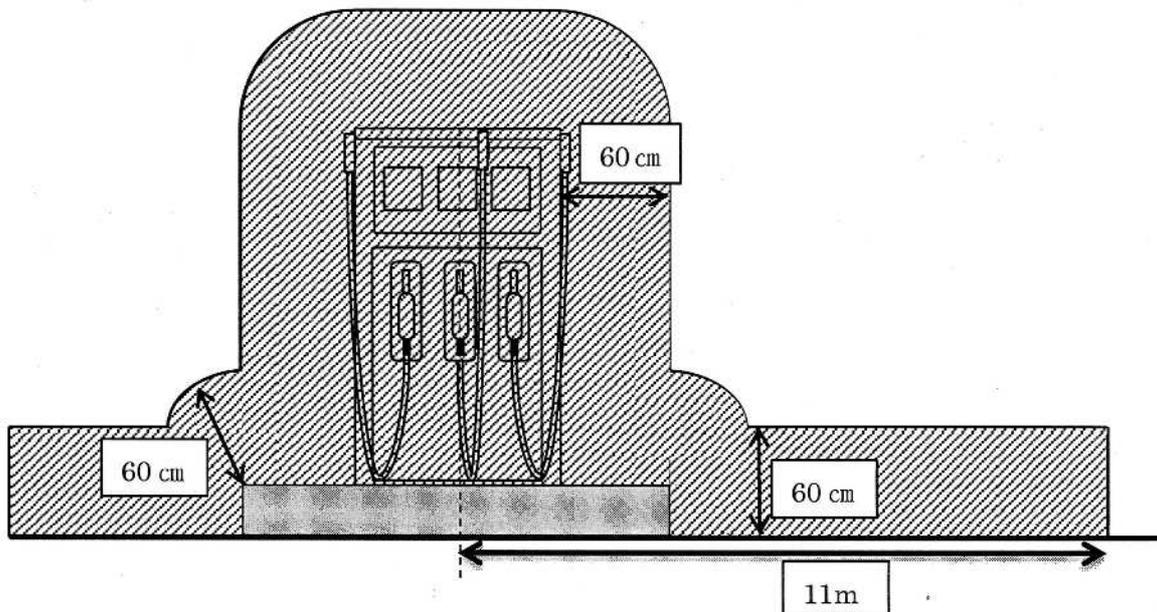
第 3 図 通気管の周囲



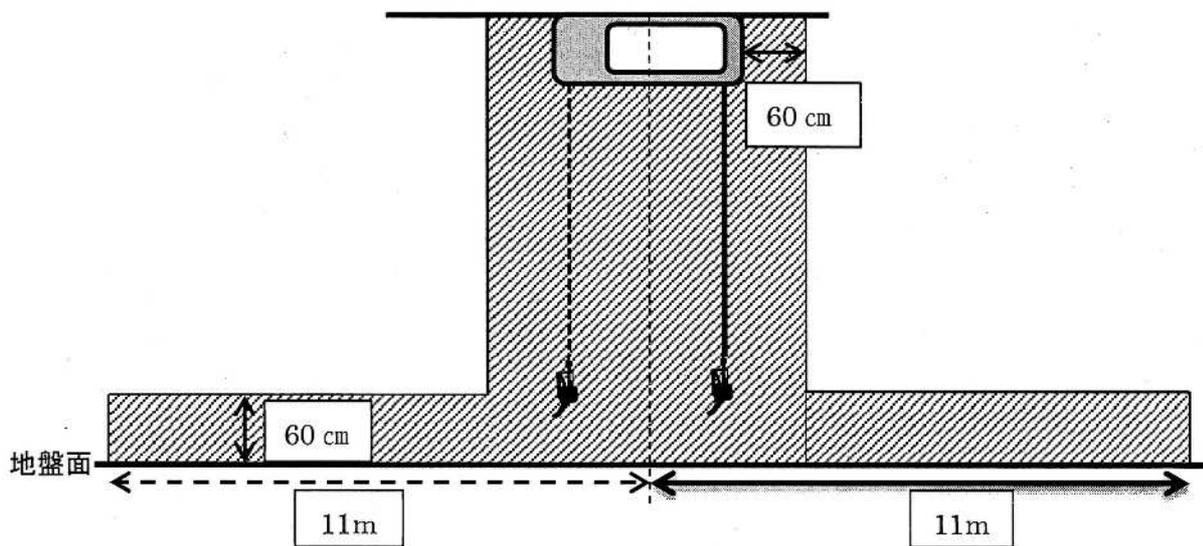
第 4 図 給油取扱所 (平面図)

(別 添 2)

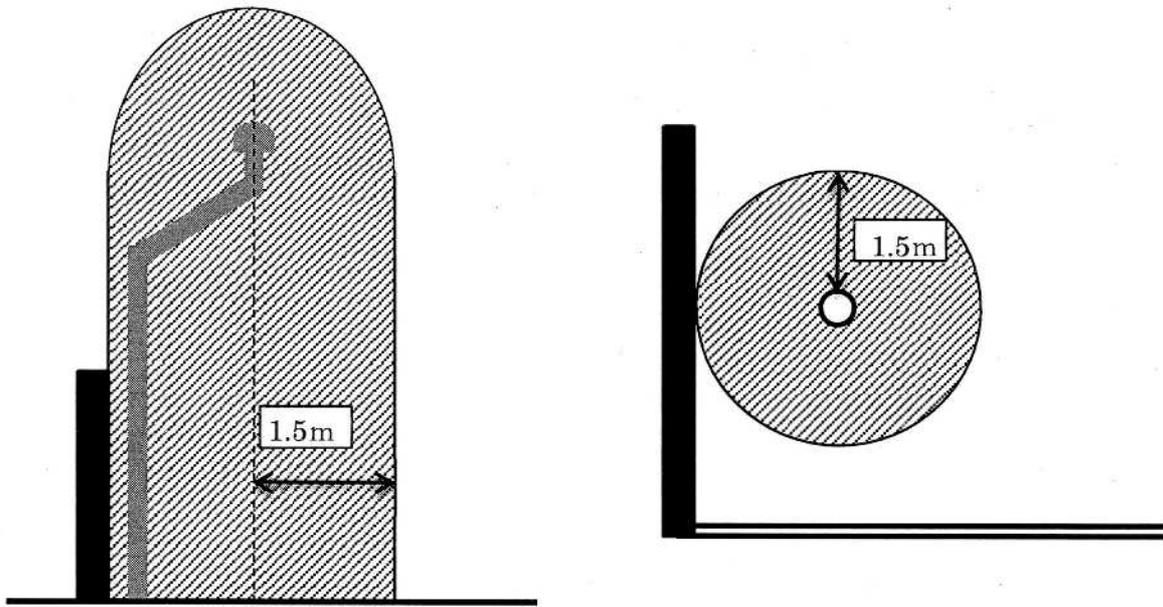
危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所のイメージ図（斜線部以外）



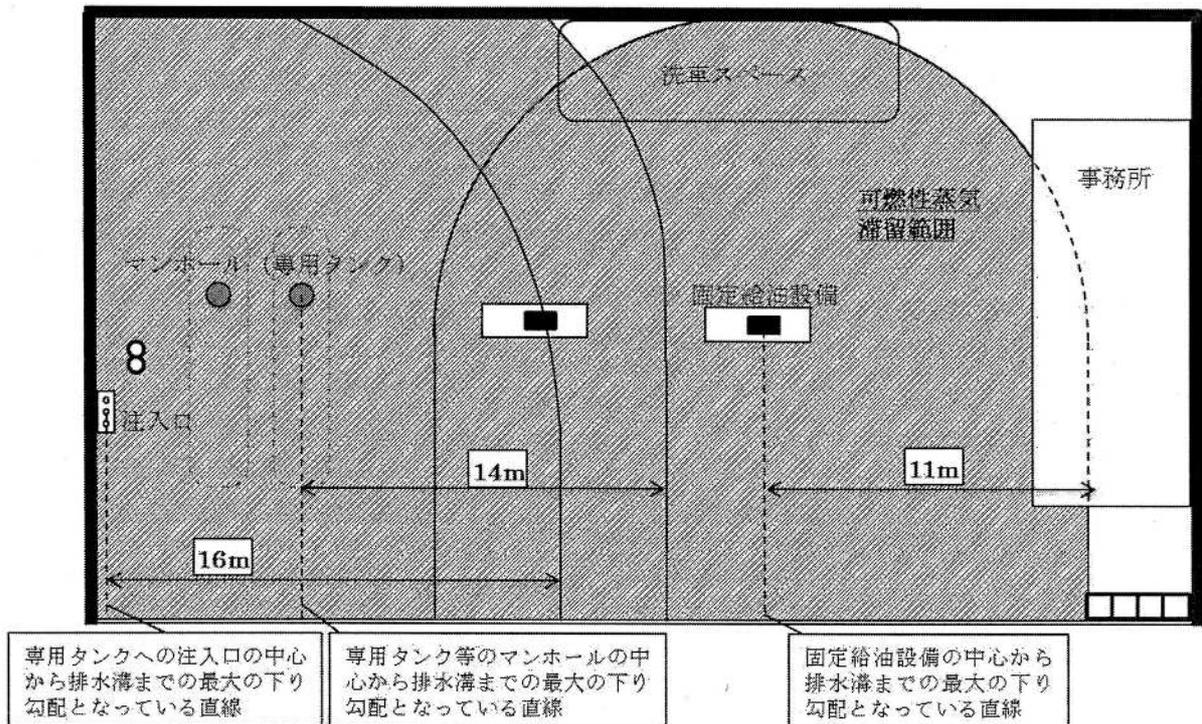
第 1 図 固定給油設備の周囲



第 2 図 懸垂式の固定給油設備の周囲



第 3 図 通気管の周囲



※屋内給油取扱所（一方又は二方のみ開放されたものに限る。）は、敷地内全てを斜線部分として取り扱う。

第 4 図 給油取扱所（平面図）